

地域 項目	交野市（開発指導要綱）									
適用範囲	すべての開発事業について適用。									
宅地事業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>住宅に係る開発事業を行う場合は、できる限り1戸建住宅を計画するものとする。</li> <li>望ましい敷地規模 <ul style="list-style-type: none"> <li>1戸建住宅 第1種低層住専地域 150㎡以上</li> <li>その他の地域 110㎡以上</li> </ul> </li> <li>長屋住宅、又は共同住宅の1戸当たりの望ましい住戸専有面積は91㎡以上</li> </ol>									
協議・協定	開発事業を行う場合は、あらかじめ市長に申し出て、公共施設、公益施設等の整備、管理及び費用負担について協議をするものとする。									
公共 ・ 公益 施設	道路	<ol style="list-style-type: none"> <li>開発地域内における道路は、都市計画道路及び市の計画道路に適合するよう整備するものとする、開発区域外における接続道路についても同様とする。</li> <li>道路築造等施行基準により整備し、その経費を負担するものとする。</li> </ol>								
	公園	<ol style="list-style-type: none"> <li>開発区域内に別途定める公園等の設置基準により、開発面積の3%以上（中・高層建築物は、計画1戸当り4㎡人口1人当り1㎡以上）の公園（緑地・広場を含む。）を設置するものとする。</li> <li>公園等の設置基準あり。</li> </ol>								
	上・下水道	<ol style="list-style-type: none"> <li>給水は、水道事業施設により、あらかじめ水道事業管理者と協議し、別途定める上水道施設施行基準及び上水道負担基準に基づいて必要な給配水施設を設置して経費負担するものとする。</li> <li>上水道負担基準あり。</li> <li>排水施設は、開発区域の規模、計画人口等から想定される汚水量及び地形、降水量から想定される雨水量を支障なく処理できるよう計画するものとする。</li> </ol>								
	消防施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>消防法（昭和23年法律第186号）の規程に従い、別途定める消防施設等設置基準により消防水利施設等の設置及び活動空地等の確保をするものとする。</li> <li>消防水利施設等の設置に要する費用を負担するものとする。</li> </ol>								
	教育施設	<table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育園</td> <td></td> </tr> </table>	小学校		中学校		幼稚園		保育園	
	小学校									
	中学校									
幼稚園										
保育園										
し尿処理施設										
公害対策	開発区域の選定、土地利用計画及び環境整備計画の策定にあたって、市民の健康と安全を守るため、公害及び工事施行に伴う騒音・振動、一般通行の支障、その他環境上の障害の発生を未然に防止するよう十分配慮するものとする。									
文化財の保護	<ol style="list-style-type: none"> <li>埋蔵文化財包蔵地及びその周辺において開発事業を行う場合は、文化財保護関係法令を遵守するとともに本市教育委員会の指示に従い埋蔵文化財等の保護に必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>開発事業の施行に伴い埋蔵文化財を発見した時は、直ちに工事を中止し本市教育委員会に届け出てその指示を受けるものとする。</li> </ol>									
その他の措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>中高層建築物の建築についての別途施行基準あり。</li> <li>住宅における自動車駐車場用地は、1戸当たり1台以上確保するものとし、その面積並びに店舗等における自動車及び自転車場用地については別に定める駐車場及び駐輪場用地等の設置基準によるものとする。</li> <li>ごみ集積施設の設置及び配置については別に定めるごみ集積施設設置基準によるものとする。</li> </ol>									
施行改正年月日	昭和48年 3年 1日施行 昭和52年 9月 1日施行 昭和54年 8月 1日施行 昭和56年 5月 1日施行 昭和57年12月 1日施行 昭和61年 4月 1日施行 昭和62年10月 1日施行 平成 5年 5月 6日施行 平成 8年 1月31日施行 平成15年 1月 1日施行 平成20年 4月 1日施行 平成29年 4月 1日施行									